

議案第47号

訴えの提起について

別紙、訴状記載の訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月11日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

収入印紙

9,000 円

訴 状

平成30年 月 日

徳島簡易裁判所 御中

原告指定代理人 内藤 雅人

同 寺橋 和彦

同 藤本 裕之

同 谷本 岳彦

同 泉 由美子

同 森 博史

同 津川 慎一郎

同 中村 健人

(送達場所)

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原告 小松島市

同代表者市長 濱田 保徳

電話 0885-32-2123

FAX 0885-33-3253

〒773-

徳島県小松島市

被告 A

〒960-

福島県福島市

被告 B

貸金返還等請求事件

訴訟物の価額 金 827,515 円

貼用印紙額 金 9,000 円

第1 請求の趣旨

- 1 被告 A (以下「被告A」という。)は、原告に対し、金 515,326 円及び別表 2 「残元金」欄記載の額に対し2分の1を乗じた額(1円未満の端数は切り捨てる。)に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで 100 円につき 1 日 3 銭の割合による金員から、それぞれ「既払金」欄記載の額を控除した金員を支払え。
- 2 被告 B (以下「被告B」という。)は、原告に対し、金 913,545 円及び別表 2 「残元金」欄記載の額に対する同額に対応する同表「違約金起算日」から、それ

ぞれ支払い済みまで100円につき1日3銭の割合による金員から、それぞれ「既払金」欄記載の額を控除した金員を支払え。

- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告は、訴外 C（以下「主債務者」という。）に対し、次の約定で住宅改修資金を貸し付けた（以下「本件貸付」という。）。

本件貸付（甲1号証）

- (1) 貸付金額 3,900,000円
 - (2) 貸付日 平成6年10月3日
 - (3) 利率 年3.5パーセント
 - (4) 償還方法 元利均等償還により、平成6年11月30日を初回とし、以後平成21年10月30日まで毎月末金27,880円ずつ、180回に分割して償還する。ただし、最終回の償還金は27,859円とする。
 - (5) 違約金 償還期日の翌日から支払いまでの日数に応じ100円につき1日3銭の割合。
- 2 訴外 D（以下「訴外D」という。）及び被告 B（以下「被告B」という。）は、原告との間で、本件貸付について平成6年10月3日、前項に基づく貸金返還債務をそれぞれ主債務者と連帯して保証するとの合意をした（甲1号証、以下「本件連帯保証契約」という。）。
 - 3 主債務者は、本件貸付について、平成8年9月17日までに金641,240円を支払い、残元金が3,507,942円、未払いの約定利息が869,197円となった（甲2号証）。
 - 4 主債務者は、平成9年9月26日に死亡し、法定相続により前項記載の債務が分割され、訴外D（2分の1）及び被告A（2分の1）に承継された（甲3の1号～甲3の7号証）。
 - 5 訴外Dは、平成29年1月11日、本件貸付債権の消滅時効を援用し、同月12日、同意思表示が、原告に到達したため（甲4号証）、上記第3項のうち元金2,606,758円、未払いの約定利息822,482円の本件貸付金返還請求権が消滅し、残元金が

901,184 円、未払いの約定利息が 46,715 円となった（甲 5 号証）。

- 6 前項により、被告 A が、相続により承継した債務残額は、元金利息計 473,949 円となった（計算式（残元金 901,184 円＋未払いの約定利息 46,715 円）÷2＝473,949 円（1 円未満の端数は切り捨て））。
- 7 訴外 D は、本件貸付について、平成 30 年 3 月 23 日、支払い義務のある金 142,714 円（うち違約金 22,330 円）（徳島簡易裁判所 平成 29 年（ハ）第 236 号・平成 30 年 3 月 1 日判決）を弁済（甲 6 号証）し、残元金が 827,515 円、未払いの約定利息が 0 円となり、その結果、別表 1 の違約金残金が生じた（甲 7 号証）。
- 8 被告らは、前項記載の残元金について、現在に至るまで支払いをしていない。
- 9 よって、原告は、被告ら（被告 B の住所異動について、甲 8 号証）に対し、本件貸付契約及び本件連帯保証契約に基づき、請求の趣旨記載の支払いを求める。

別表1

	回	元金	違約金計算日	日数	違約金	既払金	違約金残金
1	147	25,252	平成19年2月1日から平成30年3月23日まで	4,069	30,825	1,116	29,709
2	148	25,326	平成19年3月1日から平成30年3月23日まで	4,041	30,702	1,093	29,609
3	149	23,091	平成19年4月1日から平成30年3月23日まで	4,010	27,778	1,066	26,712
合計					89,305	3,275	86,030

被告Aは、違約金89,305円の2分の1=44,652円を相続により承継している。
 上記44,652円から、既払金3,275円を除いた額41,377円が被告Aの本表における違約金残金。

別表2

	回	残元金	違約金起算日	既払金
1	149	2,309	平成19年4月1日	別表1記載
2	150	25,474	平成19年5月1日	1,040
3	151	25,548	平成19年6月1日	1,013
4	152	25,622	平成19年7月1日	986
5	153	25,697	平成19年8月1日	959
6	154	25,772	平成19年9月1日	931
7	155	25,847	平成19年10月1日	904
8	156	25,923	平成19年11月1日	877
9	157	25,998	平成19年12月1日	849
10	158	26,074	平成20年1月1日	821
11	159	26,150	平成20年2月1日	792
12	160	26,226	平成20年3月1日	766
13	161	26,303	平成20年4月1日	737
14	162	26,380	平成20年5月1日	709
15	163	26,457	平成20年6月1日	680
16	164	26,534	平成20年7月1日	652
17	165	26,611	平成20年8月1日	622
18	166	26,689	平成20年9月1日	591
19	167	26,767	平成20年10月1日	562
20	168	26,845	平成20年11月1日	532
21	169	26,923	平成20年12月1日	503
22	170	27,002	平成21年1月1日	473
23	171	27,080	平成21年2月1日	442
24	172	27,159	平成21年3月1日	414
25	173	27,238	平成21年4月1日	383
26	174	27,318	平成21年5月1日	353
27	175	27,398	平成21年6月1日	322
28	176	27,478	平成21年7月1日	291
29	177	27,558	平成21年8月1日	260
30	178	27,638	平成21年9月1日	228
31	179	27,719	平成21年10月1日	197
32	180	27,778	平成21年10月31日	166
合計		827,515		19,055

証拠方法

- 1 甲 1 号証 住宅新築資金等貸借契約書
- 2 甲 2 号証 計算書 1
- 3 甲 3-1 号証 相続関係図
- 4 甲 3-2 号証 除籍謄本（戸主 ）
- 5 甲 3-3 号証 除籍謄本（戸主 ）
- 6 甲 3-4 号証 除籍謄本（筆頭者 ）
- 7 甲 3-5 号証 除籍謄本（筆頭者 ）
- 8 甲 3-6 号証 住民票除票廃棄済証明（主債務者）
- 9 甲 3-7 号証 平成 29 年 2 月 7 日付け相続放棄等の申述受理について
- 10 甲 4 号証 内容証明郵便（差出人 訴外D代理人）
- 11 甲 5 号証 計算書 2
- 12 甲 6 号証 原告会計管理者口座お取引のご案内
- 13 甲 7 号証 計算書 3
- 14 甲 8-1 号証 住民票（被告 B）
- 15 甲 8-2 号証 除籍抄本（被告 B）
- 16 甲 8-3 号証 戸籍一部事項証明書（被告 B）
- 17 甲 8-4 号証 戸籍の附票（被告 B）

付属書類

- 1 訴状副本 2 通
- 2 甲号証（写し） 各 3 通
- 3 証拠説明書 3 通（正本 1 通 副本 2 通）
- 4 代理人指定書 1 通